

2024年12月23日

各位

株式会社 リそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行**「金地金保護預り規定」の改定および一部売却・一部引出しの取扱廃止について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、りそなグループをお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

2025年2月3日（月）より、別紙の通り規定の改定をいたしますので、ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

上記改定により、金地金の一部売却および一部引出しの受付を終了いたします。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

金地金のご売却・お引出し時のお手続き**【必要書類】**

- ・金保護預り証書
 - ・普通預金通帳
 - ・お届け印
 - ・運転免許証等ご本人さまの確認が出来る資料
- ※売却代金が200万円以上となる場合は個人番号（マイナンバー）のご提示も必要になります。

【受付時間・受付場所】

- ・事前にご予約のうえ、お取引店にご来店ください。以下のリンク先からご予約いただけます。

[>>来店予約サービス | リそな銀行 \(resonabank.co.jp\)](#)

※お手続きは、お取引店にご来店いただくようお願いします。

※11時以前は金の価格をご提示できないため、お手続きいただけません。11時以降にご予約ください。

※15時直前のご来店の場合はお手続きいただけない可能性があるため、13時半迄を目途にご来店いただきますようお願いします。

※金地金のお引出しは、お手続き当日にお渡しは出来ないため、ご準備にお時間をいただきます。

【ご留意事項】

- ・お手続きには1時間程度のお時間をいただきます。
 - ・売買益への課税は総合課税となります。お客さまの状況によって所得の種類は分かれますが、譲渡所得、事業所得または雑所得となり、いずれも確定申告が必要です。
- ※ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が売却益を含めて年間20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。税務に係る詳細は所轄の税務署などにご相談ください。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービス提供を図ってまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

- ・すでにご解約されているお客さまにおかれましては、不要なご案内になりましたこと、何卒ご容赦ください。
- ・その他ご不明な点につきましては、お取引店までお問い合わせください。

別紙

「金地金保護預り規定」の改定および一部売却・一部引出しの取扱廃止について

「金地金保護預りの規定」を以下の通り変更させていただきます。
 なお、改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

金地金保護預り規定

1. (保護預りの範囲等)

- (1) 保護預りは、金地金（以下「保護預り金」といいます。）の当行からの購入と当行への保護預りの依頼とを同時に行なった場合に限り、預け入れることができます。店頭にて持参した金地金、金貨などは預けることができません。
- (2) 保護預り金に関する取引は、当行所定の取引日、取引時間に限り、取り扱います。
- (3) 預入または引出しの単位は当行所定の重量とします。引出・売却にあたっては必ず金証書を持参してください。

2. (保管方法)

- (1) 保護預り金は、当行所定の場所に、他の預け主の金地金と区別することなく混蔵して保管します。
- (2) 混蔵寄託される保護預り金は、当行名義で当行が相当と認める第三者に混蔵寄託することができるものとします。

3. (保護預り手数料)

- (1) 保護預り手数料は、当行所定の料率と計算方法により4月1日から翌年3月31日までの1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、最初の手数料は保護預り申込日の属する月を1ヵ月として、その月から最初に到来する3月31日までの手数料を月割計算します。
- (2) 保護預り手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に到来する4月1日から適用します。
- (3) この契約を解約した場合は、すでに支払済の保護預り手数料は、保護預り期間に応じその一部を当行所定の料率と計算方法により返戻します。当行は、かかる返戻金を、預け主が指定した預金口座に振り込む方法その他の方法により、預け主に返戻することができるものとします。

4. (保護預り金の引出)

- (1) 保護預り金を引出すときは、当行所定の引出申込に必要事項を記入し、届出の印章により記名押印のうえ金証書とともに取引店に提出してください。なお、この引出申込は、当行が金売買業務を行う営業時間に限り行うことができるものとします。
- (2) 引出しの金地金は当行任意の銘柄、形状の金地金とし、取引店で引渡します。引渡しを受ける際は、当行所定の受取書とともに金証書を提出してください。なお、保護預り金を取引店で保管していない場合は、当行所定の保管場所より取寄せるのに要する日数を経過した後に引渡します。
- (3) 保護預り金の引出しにおいては、その全てを引出さなければならず、一部引出しを行うことはできないものとします。
- (4) 当行は、保護預り金を引渡すつど金地金引渡手数料等当行所定の手数料をいただきます。この手数料は、引渡し日に前記3(1)の方法で自動引落しすることができるものとします。

5. (保護預り金の売却)

- (1) 保護預り金を売却するときは、当行所定の売却申込書に必要事項を記入し、届出の印章により記名押印のうえ金証書とともに取引店に提出してください。なお、この売却申込は、当行が金売買業務を行う営業時間に限り行うことができるものとします。
- (2) 当行が買取るときの買取価格は、売却申込日の店頭表示の金地金買取価格とし、買取代金は、預け主の指定した預金口座へ入金します。
- (3) 保護預り金の売却においては、その全てを売却しなければならず、一部売却を行うことはできないものとします。
- (4) 当行は、保護預り金を買取るとつど当行所定の取引手数料をいただきます。この手数料は、買取日に預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。
- (5) 前記(1)から(4)にかかわらず、金相場の大規模な変動がある場合には、買取りを停止することがあります。

6. (届出事項の変更等)

- (1) 金証書や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到達したものとみなします。

7. (金証書、印章の喪失時の取扱い)

- (1) 金証書または印章を失った場合の保護預り金の売却、引出し、または金証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 再発行する場合は、当行所定の手数料を支払ってください。

8. (印鑑照合)

引出申込書、売却申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金の引渡し、買取その他の取扱いをしましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由、または当行の責めによらない事由による保護預り金の損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の事由により、当行が保護預り金の引出し、売却の申込みに応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (解約等)

(1) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前記4または5の方法で売却または引出しの手続きを行ってください。

- ①預け主が手数料を支払わないとき
- ②預け主について相続の開始があったとき
- ③預け主がこの規定に違反したとき
- ④前記①、②、③のほか、店舗の廃止や業務の廃止その他のこの契約を解約する相当の事由が生じたとき

(2) 前記(1)の売却または引出しの手続きが遅延したときは、当行所定の料率による保護預り手数料相当額の遅延損害金を支払ってください。この場合、前記3(3)にもとづく返金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、この不足額は前記(1)の売却または引出しの手続き日に預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのおよそ不足額に充当します。

(3) 前記(1)の売却または引出しの手続きが3ヵ月以上遅延したときは、当行は保管している保護預り金を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、手数料、遅延損害金、その他の費用の弁済に充当することができるものとします。充当後の残額がある場合、当行は、かかる残額を、預け主が指定した預金口座に振込む方法その他の方法により、預け主に返還することができるものとします。

11. (譲渡、買入れの禁止)

金証書およびこの契約による預け主の権利は、譲渡または買入れすることはできません。

12. (本規定の変更)

当行は、必要がある場合、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、当行は当行のホームページ等において改定後の本規定を掲示します。

以上

(2025年2月3日改訂)